

市民相談(3月分)

祝日、休日の受付・相談はありません。
ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日
も実施します。

女性のための悩み相談

(1人50分・先着3人)
毎月第1～第4火曜日13:00～16:00

予 人権室に電話で

人権相談

▽毎週月・水・金曜日9:00～12:00
▽毎週木曜日13:00～16:00

場 上記いずれも市役所5階相談室507

備 当日直接

人権電話相談

毎月第2・4金曜日17:00～20:00
(1人30分)

問 人権室

TEL 06-6992-1512

生活不安や仕事の相談

▽平日9:00～17:30
▽日曜日10:00～16:00

場 市役所7階くらしサポートセンター
守口

TEL 0800-200-8011

進路選択などの相談

進路や奨学金のことなど
時 3月5日・12日・19日(金)

14:00～18:00

場 大日サービスコーナー
(イオンモール大日内)

問 学校教育課

TEL 06-6995-3151

介護保険について

▽介護保険サービスなどに関する苦情
相談(弁護士)

時 第2水曜日15:30～17:30
(1時間以内)

場 市役所1階市民相談室101

予 前日までに

問 くすのき広域連合

TEL 06-6995-1516

問 同連合守口支所(高齢介護課内)

TEL 06-6992-2180

（事例1）
不動産屋で紹介された賃貸マンションの部屋が気に入り、人気物件なので早く決めてほしいと言われて、その場で契約し敷金、家賃、仲介手数料を支払った。しかし数日後にもっと良い部屋を見つけた。前の部屋を解約したいと申し出たが、貸主が了承済みなので初期費用は返金できないと言われた。
（事例2）
家賃が安くて良い部屋が見つかったので引っ越した。半年ほどで備え付けの古いエアコンが故障したので管理会社に苦情を伝えたと、自分で買い替えてほしいと言われた。そのような説明は聞いていない。

消費生活センターだより

賃貸住宅を契約するときに
気を付けること

春は引っ越しする人が多く、賃貸住宅の入居、退去に関するトラブルが増える時期です。事例のようなトラブルを未然に防ぐために、賃貸住宅を契約するときの注意点を確認しておきましょう。

（解説）

春は引っ越しする人が多く、賃貸住宅の入居、退去に関するトラブルが増える時期です。事例のようなトラブルを未然に防ぐために、賃貸住宅を契約するときの注意点を確認しておきましょう。

契約前

広告の情報だけで判断せず、現地に行つて物件を確認しましょう。物件を決めたら、契約を結ぶ前に宅地建物取引士から重要事項の説明を受けます。敷金、礼金などの初期費用、保証人や保証委託契約の要否、エアコンなどの付帯設備の有無と修繕などの管理方法、インターネット環境、契約更新時期や更新料、入居中や退去時の特約などを十分に確認し、借りるかどうか慎重に判断しましょう。契約前に仮押さえのため支払った申込金などは、キャンセルする場合には返金されます。

（事例1）
不動産屋で紹介された賃貸マンションの部屋が気に入り、人気物件なので早く決めてほしいと言われて、その場で契約し敷金、家賃、仲介手数料を支払った。しかし数日後にもっと良い部屋を見つけた。前の部屋を解約したいと申し出たが、貸主が了承済みなので初期費用は返金できないと言われた。
（事例2）
家賃が安くて良い部屋が見つかったので引っ越した。半年ほどで備え付けの古いエアコンが故障したので管理会社に苦情を伝えたと、自分で買い替えてほしいと言われた。そのような説明は聞いていない。

時 午前9時～午後4時30分(平日のみ)
消費者ホットライン(土・日、祝日)
問 局番なし188
時 午前10時～午後4時

時 午前9時～午後4時30分(平日のみ)
消費者ホットライン(土・日、祝日)
問 局番なし188
時 午前10時～午後4時

毎月	場所	3月
第2火曜日	北部	9日
第2木曜日	南部エリア	11日
第3火曜日	錦	16日
第3木曜日	東部エリア	18日
第4火曜日	八雲東	23日

時 すべて10:00～12:00

備 当日直接
問 守口市社会福祉協議会
TEL 06-6992-2715

福祉の総合相談

時 ①平日午前9時～午後5時30分 ②平日午前10時～午後4時(表の開催日時を除く) ③平日(表のとおり。ただし、休館日除く)
場 ①市役所7階守口市社会福祉協議会
②いきいきネット相談支援センター(藤田町4-20-1) ③各コミュニティセンター

国民健康保険の
加入・脱退の届け出は14日以内に

次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険への加入または脱退の届け出を行わなければなりません。届け出は、該当した日から14日以内に行う必要があります。

加入の届け出が必要な場合

▽退職などで会社の健康保険を脱退した場合(脱退により、被扶養者であった人が被扶養者から外れる場合も届け出が必要)

▽生活保護が廃止された場合

注 14日以内に届け出を行わなかった場合は、加入の届け出が必要な場合に該当した日から届け出を行った日の前日までにかけた医療費が全額自己負担(10割負担)となります(やむを得ない理由がある場合を除く)。

国民健康保険の資格は、届け出が遅れた場合であっても、加入の届け出が必要な場合に該当した日までのさかのぼって発生します。このため保険料も、加入の届け出が必要な場合に該当した月の分から納付していただくことになります。

脱退の届け出が必要な場合

▽就職などで会社の健康保険に加入した場合(加入により、新たに被扶養者として認定される場合も届け出が必要)

▽生活保護が開始された場合

注 脱退の届け出が必要な場合に該当しているにも関わらず、届け出を行わずに、引き続き国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、市が負担した保険給付費を、市に対して返還していただくこととなります。

脱退の届け出を行うまでは、保険料を納付していただく必要があります。届け出後の精算により、納付額が超過する場合は還付の手続き、不足する場合は不足分の納付を行っていただくこととなります。

問 保険課
TEL 06-6992-1545

大規模災害に備え
飲料水の備蓄を

地震などの大規模災害が発生した場合には、市内の広範囲で断水が生じ、市民生活に重大な支障をきたすことが想定されます。最低限必要な飲料水の目安は、1人1日あたり3リットルです。

自身や家族の安心のためにも、日ごろから飲料水の備蓄をお願いします。

問 水道局お客さまセンター
TEL 06-6991-6771



応急手当を身に付けよう

突然のけが人や病人を救命するため、そばに居合わせた人ができる救命処置を応急手当といいます。

救急隊が救急現場に到着するまでにかかる時間は、全国平均で約9分といわれています。この待つている時間を、何もせずにただ過ごすのではなく、そばに居合わせた人が応急手当をすることによって、その後の生存率や社会復帰率に大きく影響します。その場に居合わせた「あなた」が勇気を出して応急手当を行うことで、大切な命をつなぐことができるかもしれません。

現在、新型コロナウイルスの影響により、消防本部では応急手当を学ぶための救命講習が例年通りに実施できていません。今後の開催については消防本部のホームページを確認してください。いざというとき、あなたの家族や大切な人を救うために、勇気を出し一歩踏み出してみましよう。

問 守口市門真市消防組合消防本部特別救助隊
TEL 06-6906-1306

放置自転車の引き取りを

自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。

【1月撤去分】

保管期間 移送の告示日から1カ月
処分日 3月13日(土)

心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

TEL 06-6902-2340

返還時間 毎日午前10時～午後7時

持住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料(自転車2500円、原

動機付自転車4千円)

注 移送日の前日までに警察署に盗難届

が提出されているときは免除対象

問 都市交通計画課
TEL 06-6992-1694

